



(商標登録番号)・第4234817号

— 第61号 —

河野太郎事務所

X (旧twitter) @konotarogomame

電子メール tarokono1963@gmail.com

ホームページ <https://www.taro.org/>

自民党神奈川県第15選挙区支部

平塚事務所

〒254-0811 平塚市八重咲町26-8

TEL 0463-20-2001

茅ヶ崎事務所

〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3-2F

TEL 0467-86-2001

議員会館

〒100-8982 千代田区永田町2-1-2

衆議院第二議員会館1103号室

TEL 03-3508-7006



ができます。病院での問診も楽になりますし、

自治体によっては、乳幼児健診の受診票や小児医療費やひとり親の受給者証、高齢者や障害者や指定難病の公的助成の受給者証などをマイナンバーカードに統合する動きも出ています。近い将来、複数の病院を受診していても保険証と診察券と公的助成の受給証がマイナンバーカード一枚で用が足りるようになるはず

日本の医療の質を向上させ、また

受診していただくこととなります。

もし、あなたが倒れて意識不明で病院に運ばれるような時も、救急隊が

マイナンバーカードから過去の受診歴や服薬の状況を把握して、迅速に

医療の無駄を省くために医療のデジタル化を進めていきます。そのため

合されて医療の分野でもデジタル化が進んでいくと、これから先、どんなことが起こるのでしょうか。

まずあなたが個人にメリットがあり

現在の病院の窓口での負担には変更はありません。

来年の秋からマイナンバーカードを保

あなたと同意すれば、病院や薬局で、あなたのこれまでの薬剤情報を確認できるので、成分の重複した薬や飲み合わせのよくない薬が処方されてしまうのを防ぐことができます。

同様に、あなたのこれまでの医療機関の受診歴を医師が確認すること

現在、神奈川県では、小児医療費の助成対象の子どもが県内の病院やクリニックで受診しても窓口

あなたの病院の窓口

あなたと同意すれば、病院や薬局で、あなたのこれまでの薬剤情報を確認できるので、成分の重複した薬や飲み合わせのよくない薬が処方されてしまうのを防ぐことができます。

同様に、あなたのこれまでの医療機関の受診歴を医師が確認すること

現在、神奈川県では、小児医療費の助成対象の子どもが県内の病院やクリニックで受診しても窓口

あなたの病院の窓口

# マイナンバーカードと保険証

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

あなたの病院の窓口

方箋をオンラインで受け取った薬局から薬を宅配してもらうことも可能になります。処方箋を電子的に受け取ることができるので、オンライン診療も受けやすくなります。

近い将来、予診票や接種券がデジタル化され、必要な時期に送られてくるようになります。予防接種の予診票や乳幼児健診のための問診票をスマホで入力することができるようになり、紙に書きしったり、同じ内容を何度も記入しなくて済むようになります。

今後、電子カルテの連携が進んでいくと、かかりつけ医以外の医療機関にかかっても、必要なカルテの情報共有がされ、スムーズに診療を受けることができるようになります。過去の血液検査などの結果やレントゲンやMRI、CT等の画像が共有されるようになるので、同じ検査を何度も受ける必要がなくなります。

特定健診の結果や予防接種履歴をスマホで確認できるようになり、また、自分の健診結果や家庭で測定する血圧などの生活習慣のデータを活用して生活習慣病を予防する行動に

繋げることができるようになります。

さらに、アンドロイドのスマホであれば、保険証の機能が搭載されるようになります。スマホ一つで病院を受診できるようになります。(iPhoneでもやがてできるようになります)

マイナンバーカード保険証は、病院にもメリットがあります。医療機関や保険者の事務負担が軽減され、さらにシステム運用の人的、財政的コストが削減されていきます。

さらに日本人一人ひとりの医療情報を匿名化し、そのデータを解析することによって最良の治療方法や薬を選ぶことができるようになります。匿名化した医療情報を活用して、新たな医薬品の研究開発が進み、より効果のある薬を使うことができるようになります。

皆様のご理解とご協力の下、マイナンバーカードで、こんな未来をつくっていききたいと思えます。そのデジタル化の基盤となるのがマイナンバーカード保険証です。そのためには保険証情報とマイナンバー

の誤登録をしつかりと防止することが必要です。

保険証とマイナンバーカードを紐づけるということはどういうことでしょうか。また、その際、誤登録をどうやって防ぐのでしょうか。

あなたが転職をしたために保険者が変わったという想定で、ステップごとに説明します。

まず、あなたから転職先の企業に、あなたの基本五情報(漢字氏名、カナ氏名、生年月日、住所、性別)とマイナンバー

を提出します。企業は、保険者(健保組合や協会けんぽなど)にあなたの五情報とマイナンバーを載せた資格取得届(あなたがその保険に加入したことの届出)を提出します。

保険者は、あなたの情報を保険者



マイナ保険証体験会

の業務システムに登録して、新しい被保険者番号を発行するとともに、保険証を発行します。同時に、保険者は、あなたの五情報とマイナンバーと被保険者番号を支払基金または国保中央会のシステム(中間サーバー)



に登録します。その際、あなたのマイナンバー、カナ氏名、生年月日の三情報がこれまでの保険者が登録していたあなたの情報と同じかどうかシステムで確認し、マイナンバーが間違っていないことを確かめます。

「中間サーバー」に登録されたあなたの五情報と被保険者番号は、自動的に「オンライン資格確認システム」に登録されますが、ここにはマイナンバーは登録されません。

新しい保険証は、発行してからあなたの住所に郵送しますので、日数がかかります。しかし、あなたの情報はシステムにすぐに登録されますので、マイナンバーカード保険証ならば、保険者が中間サーバーにデータを登録した次の日の朝には、医療機関はあなたのマイナンバーカードで新しい保険資格を確認することができます。

（市町村国保の場合、窓口で保険証を発行してお渡しするケースがあるので、その場合はすぐに新しい保険証を使えます）

あなたがマイナポータルから、マイナンバーカードを保険証に紐づけ

ることを選択すると、この「オンライン資格確認等システム」に登録されたあなたの情報に、あなたのマイナンバーカードのICチップに搭載されている電子証明書のシリアル番号が添付されます。医療機関のカードリーダーは、あなたの電子証明書

のシリアル番号からオンライン資格確認システムのあなたの情報にアクセスして、あなたの保険資格を確認するとともに、あなたの診療情報や薬剤、特定健診などの情報を引っ張り出してきます。

では誤登録はどうして起こるのでしょうか。

もしあなたが企業にマイナンバーを提供しないと、企業は保険者にあなただの漢字氏名、カナ氏名、生年月日、住所、性別の五情報だけを提供することになります。

こういう場合、保険者は、地方公共団体情報システム機構（J-LIIS）が持っている住民基本台帳の情報に、あなたの五情報で検索をかけるのがルールになっています。五情報

が全て一致するデータがあれば、それは間違いなくあなたのデータで

すから、それで得られたあなたのマイナンバーを登録します。

しかし、住所には表記揺れが多くあり、なかなか一致しません。例えば赤坂一丁目二番三号を赤坂一丁目2-3や赤坂1-2-3と書いたり、赤坂1の2の3と書いたりすることがあり、コンピュータはこれらを同一とは判断しません。そのため、なかなか五情報全てが一致するデータを検索することができないため、五情報すべてではなく、例えば、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別だけで検索してしまい、同じ生年月日

で同姓同名の別人がいたために、その人のマイナンバーを登録してしまっただけで済んでしまいがちです。これは誤登録の原因の一つです。そのため、登録をする際に五情報にマイナンバーを必ず添付することになりました。もし保険者がマイナンバーを入手できなかった時は、必ず住所を含めた五情報の一致を確認してから登録することとし、マイナンバーが添付されておらず、五情報も一致しない場合は必ず本人に確認しなければ登録できなくなりまして、これで、保険証の誤登録を防ぐ

ことができます。

マイナンバーカードを忘れたり、カードリーダーで読み取りができなかったりすると、十割負担になるという話が報道されていますが、これは誤解を招きかねないと思います。もしあなたが保険証を忘れてしまっても、かかりつけ医なら、あなたのことをよく知っていますから、次回に持ってきて下さいねといわれるけれど、十割の自己負担を求めるところではないでしょう。マイナンバーカードでも同じです。マイナンバーカードを忘れたり、読み取りができなかったからといって、マイナンバーカード保険証であることを理由としてか

かりつけ医があなたに十割負担を求めめることはありません。

これまでご説明してきたように、高齢化が進む中で医療や介護のデジタル化は待ったなしです。皆様のご理解とご協力を頂きながら、しっかりと進めて参ります。

次に病院、クリニック、歯科、薬局に行く時には、マイナンバーカードによる受付を体験してみてください。

## 文字コード

官報に使われる「官報文字」というものがあります。そこには渡辺さんの「辺」の異体字が一四〇文字も登録されています。日本語の常用漢字には二一三六文字ありますが、そこには邊や邊などは入っていません。

スマホやパソコンは、JISの第四水準までを標準的に表示できるようにしています。ところが我が国の戸籍で使ってもよいとされている文字はそれを遙かに超えていて、少なくとも五五、二七〇文字もあります。

全ての国民の氏名をコンピュータ

で扱えるようになることを目指して、戸籍統一文字や住基ネット用の統一文字など五八、八六二文字を網羅した「文字情報基盤」(MJ)を二〇一一年に策定しましたが、このMJを全庁的に採用している自治体は、ごく一部にすぎません。多くの自治体は、戸籍を電子化するにあたって、それぞれ個別にベンダーに依頼して、各社のシステムにない漢字を「外字」として作成して使っています。その結果、X社のシステムとY社のシステムでは同じ漢字に割り当てたコードが違っているのはもちろんのこと、同じX社のシステムを使っているA市のX社のシステムとB市のX社のシステムで、同じ文字に違うコードが割り振られているということが起きてしまいました。

その結果、全国の自治体の戸籍で使っている「外字」を含めた漢字の総数はなんと一六三万字になったのです。しかも、ベンダーごとに、自治体ごとに、文字に割り当てたコードが違うために、どんなにコストが高くてもベンダーを乗り換えることが容易にはできないベンダーロック

現在、デジタル庁主導で、自治体のシステムを政府のクラウドに載せ替える作業が進んでいます。これをきっかけにして、自治体ごとの個別の外字を使ったシステムから国際標準に適合した統一文字コードへの統一を目指しています。今回、ベンダーが作成した一六三万字をもう一度、法務省で精査しました。一六三万字から重複を除くと七〇万字となり、そのうち五五万字はすでにMJにある文字と同じものでした。残りの一五万字から重複を除いて、全国の戸籍を確認したところ、このうち実際に戸籍で使われている文字は九一九八字だと判明しました。これまでのMJにこの約一万字を加えたMJ+を用いることで、ベンダーを気にせず、戸籍上の自分の名前を戸籍システムで正確に表記することができるようになります。

文字は、日本の文化です。文化をデジタルにあわせるのではなく、デジタルを文化にあわせていきます。



医療機関職員との意見交換

## 河野太郎

公式 X (旧twitter)  
アカウント

@konotarogomame

タイムリーな情報を  
配信しています。  
是非、フォローして  
みてください。